

受注者の皆様へ

受託者の皆様へ

平成31年4月1日から「働き方改革関連法」  
が施行されました。

### ○時間外労働時間について

時間外労働については、原則、月45時間・年360時間、  
臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間が上  
限となりました。

なお、中小企業においては令和2年3月末までの間、適  
用が猶予されているほか、建設業を含む一部の業種につい  
ては、令和6年3月末までの間、同様に猶予されておしま  
す。

### ○年次有給休暇の時季指定取得義務について

年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者(管理監  
督者・有期雇用労働者を含む)に対して、使用者には、時季  
を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられ  
ました。

※詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>